

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和2年10月

さいたま市人事委員会

目 次

別紙第1 報告

1	民間給与の状況	1
2	職員給与と民間給与との比較	2
3	人事院の報告及び勧告	3
4	むすび	4
5	おわりに	5

別紙第2	勧告	7
------	----	---



人任第1942号

令和2年10月27日

さいたま市議会議長 渋谷佳孝様

さいたま市長 清水勇人様

さいたま市人事委員会

委員長 白鳥敏男

本委員会は、地方公務員法第8条及び第14条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

別紙第 1

報 告

本委員会は、職員の労働基本権制約の代償措置としての給与勧告制度の目的を達成するため、職員給与を民間従業員の給与水準と均衡させることを基本に勧告を行うこととし、本市職員の給与の実態及び市内民間事業所の従業員の給与並びに人事院の報告及び勧告の内容その他職員の給与決定に係る諸条件について調査研究を行っている。

本年については新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、特別給等に関する調査を実地によらない方法で先行実施した。

その結果を踏まえ、次のとおり報告する。

1 民間給与の状況

本委員会は、人事院、埼玉県人事委員会等と共同して、「令和 2 年職種別民間給与実態調査」を実施した。当該調査は、全国統一の内容及び方法で行うものであり、市内における企業規模50人以上で、かつ、支店等の事業所単位で50人以上の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出された121事業所を対象に行ったものである。なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

本年の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地によらない方法でも調査可能な特別給等に関する調査を6月29日から7月31日までの期間で先行して実施した。この調査では、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給（ボーナス）の状況等を把握するため、昨年

8月から本年7月までの1年間の支給状況について調査を行った。その結果、当該期間において民間事業所で支払われた特別給は、第1表に示すとおり所定内給与月額との4.45月分に相当している。

なお、月例給に関する調査については、8月17日から9月30日までの期間で実施した。調査結果については別途報告する。

第1表 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分		事務・技術等従業員
	下 半 期	上 半 期	
平均所定内給与月額	(A1)	(A2)	377,931円 376,089円
	(B1)	(B2)	841,129円 835,050円
特別給の支給割合	$\left(\frac{B1}{A1} \right)$ 下半年		2.23月分
	$\left(\frac{B2}{A2} \right)$ 上半期		2.22月分
	年 間		4.45月分

(注) 「下半年」とは令和元年8月から令和2年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 職員給与と民間給与との比較

民間の特別給（ボーナス）の年間支給割合と本市職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.50月）を比較すると、第2表に示すとおり、本市職員の年間支給月数が民間の年間支給割合を0.05月分上回っていた。

第2表 職員と民間の特別給の差

民 間	職 員	差
4.45月	4.50月	△0.05月

3 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年10月7日に、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の国家公務員の給与に関する報告及び勧告を行うとともに、公務員人事管理に関する報告を行った。

人事院の給与に関する報告及び勧告においては、本年の官民給与の比較を行った結果、特別給（ボーナス）については、公務の年間の平均支給月数が民間の年間支給割合を上回っているため、特別給について改定を行うこととしている。

なお、特別給等に関する人事院の報告及び勧告の概要は、次のとおりである。

【給与勧告の骨子】※抜粋

ボーナスの改定等

1 民間給与の調査

約12,000民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施（完了率80.3%）
なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.46月（公務の支給月数4.50月）

2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和2年度 期末手当	1.30月（支給済み）	1.25月（現行1.30月）
勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
3年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

【実施時期】

法律の公布日

3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職(一)…現行給与408,868円平均年齢43.2歳〔対前年△2,255円、△0.2歳〕

4 むすび

給与の改定に当たっては、本市職員の給与水準と民間従業員の給与水準との均衡を図り、社会一般の情勢に適応した適正な水準を確保するという人事委員会勧告制度の趣旨を踏まえ、公民較差を解消するため改定を行うこととしている。

本委員会としては、これまで報告した調査結果及び給与改定に係る国の状況等を総合的に勘案し、本市職員の給与について次の結論に達した。

(1) 特別給

ア 改定すべき事項

期末手当・勤勉手当については、民間事業所の特別給の年間支給割合との均衡を図るため、年間の支給月数を0.05月分引き下げる改定（再任用職員は除く。）を行い、その配分等については、人事院勧告の内容に準じて行う必要がある。また、特定任期付職員についても、人事院勧告の内容に準じて改定を行う必要がある。

イ 実施時期

令和2年12月期の支給に関する改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から、令和3年6月期以降の支給に関する改定は、令和3年4月1日から実施する。

(2) 月例給

本年実施した「さいたま市職員給与実態調査」及び「令和2年職種別民間給与実態調査」の結果を基に、別途必要な報告及び勧告を行うこととする。

5 おわりに

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権を制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的としているもので、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、毎年、公務員の給与水準を民間従業員の給与水準と均衡させることを基本に行っている。

このような方法により職員の給与等を決定することは、職員の給与水準等を市民の納得、理解の下に保障し、労使関係の安定、公務の公正かつ効率的な運営の確保に寄与するものであると考える。

本年は、公民比較の結果から期末手当・勤勉手当の支給月数について引き下げることが適当と判断した。

市議会及び市長においては、このような勧告制度の意義、役割について深く理解を示され、別紙第2の勧告を速やかに実施されるよう要請する。

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、本市職員の給与に関し、次のとおり勧告する。

1 期末手当・勤勉手当の改定

別紙第 1 の報告で述べたことがらを考慮して改定すること。

2 改定の実施時期

令和 2 年 12 月期に関する改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から、令和 3 年 6 月期以降の支給に関する改定は、令和 3 年 4 月 1 日から実施すること。